

商品概要説明書 J Aオートローン

2023年10月1日現在

商品名	J Aオートローン	返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。						
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上で、最終償還時の年齢が満81歳未満の方（お借入時の年齢が満20歳未満の方は、店頭での受付のみとなります）。 ○継続して安定した収入のある方。 ○新卒内定者で就職先の内定が確定している方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。	担保	○不要です。						
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 ①自動車・自動二輪車（電動車椅子を含む）等の購入資金。 ②車検費用・修理費用・運転免許取得時費用・カー用品・自宅に併設する車庫・カーポートの建築・電気自動車用充電設備の設置・修理費用等の資金。 ③他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。）。 ④車両の購入と同時に申込する融資実行後に購入するカー用品（カーナビ等）のご購入資金30万円まで。 ⑤除雪用のローダー	保証人	○当J Aが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。						
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 除雪用のローダーについては、300万円を上限とします。 借換の場合は借換対象ローンの一括償還金を上限とする。	団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="938 813 1406 913"> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償保険</td> <td>年0.6%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%	9大疾病補償保険	年0.6%
団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%								
9大疾病補償保険	年0.6%								
借入期間	○6か月以上15年以内とします（据置期間を含む）。 なお、新卒内定者のみご融資日からご融資対象者の入社前月（10月から3月）までの元金据置期間を設けることができることとします（最大6か月）。	手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。						
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店または金融共済部（電話：0187-42-8091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）						
		その他	○お申込みの際は、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。						